

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 10 月 28 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600232号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600146号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和22年1月6日、喪失年月日を昭和23年8月1日に訂正し、昭和22年1月から昭和23年7月までの標準報酬月額を600円とすることが必要である。

昭和22年1月6日から昭和23年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和22年1月6日から昭和23年8月1日まで

年金事務所において遺族厚生年金を請求する際に、自身の年金記録を確認したところ、A社及び同社のC支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が新たに見付かり、C支店に係る昭和23年8月1日から昭和24年4月30日までの被保険者記録については、私の年金記録として訂正された。

しかし、A社に係る被保険者記録については、資格取得年月日が昭和22年1月6日と記録されているものの、資格喪失年月日が記録されておらず、年金事務所から当該喪失年月日を同年7月1日とする説明を受けたが、これには納得できなかつたので、当該記録は訂正されなかつた。

請求期間について、A社に事務員として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る労働者台帳、同社の回答及び複数の元同僚の陳述により、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、請求者がA社において昭和22年1月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが記録されているものの、当該資格に係る喪失年月日の欄は空欄となっている上、当該被保険者台帳には、「全期間に対応する名簿(紛失)全部照合不能台帳 32. 7. 22 認定」のスタンプ印が押されていることを踏まえると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は、社会保険出張所(当時)において適切に管理されていなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、請求者が昭和22年1月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められ、また、請求者がC支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和23年8月1日にA社における同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが推認される。

なお、請求期間の標準報酬月額については、前述の請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から600円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600276号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600147号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和45年3月31日から同年4月1日に訂正し、昭和45年3月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和45年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和45年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

昭和45年3月31日までA社B支店に勤務し、同年4月1日に同社C支店に転勤したが、年金事務所の記録では、請求期間が厚生年金保険に加入していない期間となっている。

請求期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びに複数の元同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者が、A社B支店及び同社C支店に継続して勤務し(A社B支店から同社C支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚が、「請求者は昭和45年3月31日までA社B支店に勤務していた。」旨回答していることから、昭和45年4月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店における昭和45年2月の厚生年金保険の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成19年3月28日に清算終了しており、事業主が請求者の同社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日をいつと届け出たか、また、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かを確認することはできないが、事業主が資格喪失年月日を昭和45年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和45年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600159号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600148号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年11月25日から平成8年1月1日に訂正し、平成7年11月及び同年12月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

平成7年11月25日から平成8年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年11月25日から平成8年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年11月25日から平成8年2月1日まで

A社B支店(以下「B支店」という。)において平成8年1月末まで勤務したにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。請求期間に係る給与明細書において、厚生年金保険料を控除されているので、請求期間を年金の給付に反映する被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成7年11月25日から平成8年1月1日までの期間について、請求者、請求期間当時のB支店の事業主及び元従業員の陳述並びに請求者から提出された平成7年10月分から平成8年1月分までの給与明細書に記されている就労時間から、請求者は、少なくとも平成7年12月31日までB支店に在籍(勤務)していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、請求者は、B支店において平成7年10月1日に取得した厚生年金保険被保険者資格を同年11月25日に喪失しているところ、前述の給与明細書を見ると、当該資格取得月の翌月の平成7年11月分、同年12月分及び平成8年1月分の給与明細書において同額の厚生年金保険料が控除されていることから、当該控除された保険料は、請求者が被保険者資格を取得した平成7年10月分と当該資格喪失後の同年11月分及び同年12月分であることが推認できる。

さらに、前述のとおり、請求者がB支店における厚生年金保険被保険者資格喪失後においても、引き続き平成7年11月分及び同年12月分の厚生年金保険料を控除されていることについて、C社、請求期間当時のA社の代表取締役及びB支店の事業主は、「不明。」の旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者について、請求期間のうち、少なくとも平成7年12月31日まではB支店において在籍(勤務)し、厚生年金保険被保険者としての要件を満たしていたと推認できることから、請求者のB支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年1月1日に訂正することが妥当である。

また、平成7年11月及び同年12月の標準報酬月額については、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額及び請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、請求者に係る請求内容どおりの届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成8年1月1日から同年2月1日までの期間について、C社は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答しており、請求期間当時のA社の代表取締役及びB支店の事業主は請求者を記憶していない上、B支店において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録の有る者に照会し複数の者から回答を得たが、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成8年1月1日から同年2月1日までの期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成8年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600176号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600048号

第1 結論

昭和61年4月から平成元年3月までの請求期間及び同年4月から同年6月までの請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年4月から平成元年3月まで
② 平成元年4月から同年6月まで

請求期間①について、夫の転勤により、A県B市からC県D市に転居したので、昭和61年4月頃に同市役所の2階において、国民年金保険料を任意で納付していることを説明して、納付書を発行してもらい、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した。

請求期間②について、夫が再び転勤になりE県F市に転居したが、平成元年4月頃に同市G区役所の5階において、納付書を発行してもらい、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した。

請求期間①及び②が国民年金第3号被保険者(以下「第3号被保険者」という。)期間と記録されているが、当該期間当時、第3号被保険者は国民年金保険料を納付しなくてもよいことを知らずに納付を続けていたので、調査の上、納付していたことを認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によると、請求期間①のうち、昭和61年4月から昭和62年3月までの期間について、既に、請求者が求める付加保険料を含む国民年金保険料の納付記録が入力(第3号被保険者期間との重複のため、還付決定決議済み。)されている。

また、請求期間①のうち、昭和62年4月から平成元年3月までの期間及び請求期間②について、請求者に係るD市及びF市の国民年金被保険者名簿によると、昭和61年4月1日付けで第3号被保険者資格を取得したことが記録されており、当該記録はオンライン記録と一致しているところ、国民年金法において、被保険者は、第3号被保険者期間の国民年金保険料を納付することを要しないことが規定されている。

さらに、請求者は、D市及びF市において、国民年金保険料を納付することを伝え、納付書を発行してもらった旨主張しているが、オンライン記録によると、請求者の昭和61年4月1日付け第3号被保険者資格の取得記録は、同年4月21日に入力処理が行われていることから、遅くともこの頃までに、当該第3号被保険者に係る届出が行われたものと推認できる。この場合、請求者に対して、D市が請求期間①のうち昭和62年4月から平成元年3月までの期間について、F市が請求期間②について、第3号被保険者期間に係る国民年金保険料の納付書を発行したとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間①及び②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の付加保険料を含む国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600228号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600145号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から昭和55年9月1日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務した請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
A社には、大学を卒業後、正社員として勤務し、Bの業務に従事したので、請求期間について厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者が請求期間直後に勤務した事業所から提出された請求者の履歴書(写し)及びA社の関連会社であったと考えられるC社の複数の元従業員の陳述から、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の昭和63年4月1日である上、請求期間当時、物の販売等を行う事業所が厚生年金保険の強制適用となる要件は、常時5人以上の従業員を使用することとされていたところ、請求期間当時のA社の従業員数について、請求者及び前述のC社の複数の元従業員は、「社長と請求者を合わせて2名から3名しかいなかった。」旨陳述しており、請求期間当時、A社は、厚生年金保険の強制適用となる要件を満たしていなかったと考えられる。

また、A社は、「当社は、請求期間において厚生年金保険に加入していなかったため、請求者に係る厚生年金保険の資格の取得や喪失の届出は行っておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求期間当時のA社の代表取締役は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者ではなく、国民年金の被保険者として、国民年金保険料を納付している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600233号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600149号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年10月1日から昭和45年9月16日まで

A社に勤務していた期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の月額(5万円)よりも低く記録されている。調査の上、請求期間の標準報酬月額を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記の記録によると、同社は昭和63年に解散しており、同社の元取締役の一人は、「事業主であった父は死亡しており、請求期間当時の資料を保存していないため、請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」旨回答している上、同社の元経理担当者は、「請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額は分からない。自分自身の給与支給額ですら覚えていない。」旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録があり所在が確認できた7人(前述の元取締役及び元経理担当者を除く。)に照会したところ、回答があった4人全員が、「請求者の請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額は分からない。」旨回答している上、同社における自身の給与明細書を保管しておらず、当時の給与額を覚えていないとしていることから、請求期間当時の同社の従業員に係る給与額及び厚生年金保険料控除の状況についても確認することができない。

さらに、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における標準報酬月額は一致している上、当該被保険者原票において、標準報酬月額の記録が見直された事跡はなく、不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。